

菊池労働法理論の国際的視野

深山, 喜一郎
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1706>

出版情報 : 法政研究. 42 (4), pp.2-11, 1976-03-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

菊池労働法理論の国際的視野

深 山 喜 一 郎

菊池先生の突然の御逝去を悼み、その御業績を偲ぶ今日の研究集会においてお話し申しあげますことは、私にとって誠に光栄なことではありますが、同時にそれは大変重荷なことでもありまして、どれほどその責を果たすことができるか甚だ心もとないのでありますが、とにかく、若干の時間を拝借いたしたいと存じます。

はじめ、私に与えられました論題は、「菊池先生とフランス法」ということであります。しかし菊池先生の御業績は御承知のように社会法、法哲学、法社会学その他広範な領域に及んでおりますし、それぞれの領域でまた、フランス法、ドイツ法など西欧近代の法理念・法理論の展開についての深い御造詣がその基盤となっております。ところが私の場合、菊池先生についてフランス労働法を学んだとはいえ、労働法、とくに争議権法についてだけしか勉強しておりませんので、この論題で話をまとめる自信がございませんでした。そこで御案内のように、「菊池労働法の国際的視野」という題にさせていただいた次第であります。そしてこの論題で何とかまとめてみようかと努力してみたわけですが、さきに申し上げましたように、先生の御仕事を支えるヨーロッパ近代法思想についての御造詣の広さと深

さは、到底私などが短時間に整理できるようなものではありません。そこで論点を更にしぼりまして、菊池先生の労働法理論の中心となっていると考えられます理念とでも申しますか、先生がしばしば用いられました理念としての「社会的正義」なるものについて、その国際的背景、基盤をみることにしたいと存じます。

—

先生は一九六六年二月一日の朝日新聞において、「私の好きな言葉」としてジャン・ジュレス (Jean Léon Jaurès, 1859—1914) の、「あさはかな国際主義は祖国を離れ、ゆたかな国際主義は祖国を思う⁽¹⁾」という言葉と並べて、「平和を欲せば、正義を培え⁽²⁾」という言葉を挙げておられます。これは御承知の方も多いと存じますが、ジュネーブのILO事務所の建物の礎石の下に埋められている羊皮紙に書き込まれた碑銘で、初代ILO事務局長アルベール・トマ (Albert Thomas, 1878—1932) が選んだ言葉だそうでございます。そしてこの言葉が、ILO憲章前文冒頭の、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という文章に相応することもまた明らかであります。菊池先生はこの言葉を大正一三年、ILO東京支局の職員となられたときに知ったと書いておられます。

先生が東京帝国大学を卒業された後、研究室に残られ、労働法制をテーマとして選ばれました経緯については詳しくは存じませんが、当時の社会情勢が大きく作用していただろうと推測されますし、とくに短期間ではありますが、このILOの職員として勤務されましたことは、先生のお後のお仕事に大変大きな意味をもっていたように思います。すなわち、先生の労働法理論に最も直接的な影響を与えていると考えられますのは、このILOであり、ILOの考え方であるともいえるのであります。いうまでもなくILO設立当時、わが国ではまとまった労働法制としては

ようやく大正五年に施行されたばかりの工場法があったくらいのもので、その後のわが国の労働法制の整備に直接の原動力となったものはILO条約であったことは、すでに多くの人々によって指摘されているところであり、今日でもなおそうした面がないわけではありませんが、当時は、ほとんどいいほど、労働立法なり、その改正がILO条約と直接的に関連しているわけです。そういう事情でありますから、当時、わが国の労働法制を研究していた人々がILOに深い関心をもったのは当然であります。とくに菊池先生はその理論体系の中でILOを中心とする国際労働法の占める地位を重視、強調されているのであります。例えば先生が最初に労働法の概説を試みられたのは昭和一年の岩波書店・法律学辞典であると思いますが、同辞典では「国際労働法」は別項が設けられ、北岡寿逸氏がそれを執筆されたため、先生の「労働法」の項ではその点が触れられておりません。このことは先生にとっては心残りであったようで、その後、有斐閣から出されました論文集「労働法の主要問題」にこの「労働法」の項を収録されました際に、とくに「労働立法の国際化」という節を設けて書き加えておられます。このように先生の学問体系の中でILOが大きな地位を占めているのは、先ほども触れましたようなILO職員としての御経験や当時のわが国の労働法制に対するILOの影響力、指導性からして当然かとも思えますが、何よりも先生が新しい法分科としての社会法、労働法の体系的叙述——これが先生のいわば一生の課題であったと思います——にあたりその指導理念として、このILOの正義理念に深く共鳴されたことにあると考えられるのであります。そこでこのILOにおける正義理念を先生がどのようにとらえられ、消化され、その理論体系の中で展開されたかについて私なりの整理をしたいと存じます。

先生の「社会的正義」についての一番まとまった論稿は、「社会的正義について」（一九六七年日本法哲学会年報・『正義の現代的意義』所収）という論文で、これは後に先生が七〇才を迎えられました年に出版されました論文集「社会法の基本問題」（一九六八年、有斐閣）の第一論文として収録されております。この論文において、先生は社会正義の思想を「『社会』を意識的に考察の対象とした時代、つまり旧制度から近代社会へ転換する一八世紀末」までさかのぼってその源流をたどっておられます。そしてとくに一八世紀末に、すでに近代社会の不平等を適確に指摘し、その対策を予言したものとして、コンドルセの遺稿「人間精神の進歩に関する歴史的展望の素描」に注目されています。次いで近代Ⅱ資本主義社会の階級性が次第に露わになってくる一九世紀に入ってから、社会主義思想を軸としながら社会的正義理念の展開を概観し、その重要な課題の一つが労働問題、すなわち「賃金奴隷と称された労働状態からの解放」であったとされ、さらにここではブルジョワ・イデオロギーとしての自由・平等が自己法則性をもって反作用するようになり、「労働者の団結の自由」へと変容してゆくこと、そしてそれによる労働状態の改善こそが、まさしく「社会的正義」としてとらえられるようになることを指摘されているのであります。こうした歴史的背景の中で、先に述べましたように、ついにILO憲章前文がはじめて公式文書の中に、「社会的正義」という言葉を用いるに至るわけです。このようにまず、社会的正義という概念はいわば「非人間的な労働条件の排除」というのをその内容とするものであったわけで、ILO前文の中ではこうした排除されるべき不正、不平等の例が具体的に挙げられていくわけです。さらにその後、一九四四年のフィラデルフィア宣言によって、それはより広く、「経済的不安全（insecurity）の排除」という概念にまで拡張されねばならないことが確認されました。しかし、もとよりこのことは社会的正義が経済的不平等ないし不平等の排除につぎることを意味するものではありません。ILOのレポートによれば、それは、「同時にこの概念を機会均等との密接な関連において宣明しつつ、また自由と尊厳とが両者にとつ

て不可欠の随伴者であることを強調するのである。自由と尊厳を經濟保障および機會均等に結合することによって、民主主義諸国は、奴隷という犠牲において經濟保障の処置を用意してきた諸国から自らを区別しようとする」と述べています。⁽³⁾ 菊池先生の表現によれば、「ILOにおいては、經濟的および財政的性質をもつ政策を、社会的基本権を實現する見地から判断して是認するものであるから、むしろ『經濟』に対する『人間』の、『社会』の優位を明らかにしているのである」ということになります。そしてここで再び先生はアルベール・トマの「『社会的』は『經濟的』に打ち勝つべきである。よりよく正義を満足させるためには前者は後者を規制しかつ指導すべきである」という言葉を引用されるのであります。このことは再び先生の表現を借りれば、「現代の国内のおよび國際的經濟問題を適正に処理する理念としての經濟的正義は、広い意味の社会的正義の内に含まれたものでなければならぬ」ということになります。

ところでILO憲章前文はこうした社会的正義を世界平和の絶対的条件としてとらえており、それはまた、ILOが第一次大戦の講和条約たるベルサイユ条約の規定にもとづいて作られたものであることとも関連しているわけです。従ってILOにおける社会正義なるものを全体的に考察するときは、この点は極めて重要な問題であります。菊池先生もこの「社会的正義について」という論文の中でこの問題にも触れられていますが、今日の報告ではこの点は省略させていただき、次に、このような社会正義の理念が実定法上、どのような形で現われるかの問題に移りたいと存じます。

菊池先生は、「社会的不平等を改善するために社会立法をおこなうのは社会的正義の達成を目的とすることになる」と述べておられます。すなわち先生は、社会立法の理念は社会正義であり、その内容は社会不平等の排除である、と考えられたわけです。さらに先生は、社会法理論の先達の一人であるラードブルフの、「個人主義法においては平

等観念が基礎となっているのに対し、社会法は調整の観念にもとづくもの、従って前者にあっては交換的正義が支配し、後者にあっては配分的正義が支配する」という主張もまた、社会法の理念が社会正義であることを説いたものとして理解されています。もっともこのような理解から、先生は右の「配分的正義」について、これは「社会的正義」と呼ぶのがより適切であるとも述べられていますが。

このように社会法の理念が社会正義であるとすれば、それは又、社会法の領域を定める指導理念でもあるわけですから。従ってある種の不平等が社会的に意識されるようになり、それを不正として除去する法が作られるならば、それはすべて社会法の領域内にとり込まれることになります。この種の法としては労働法や社会保障法が典型的なものでしょうが、経済法、農業法その他、広く経済的弱者保護の視点をもつ法制は何れも広義の社会法体系の中に組み入れられることとなります。さらに先に挙げましたコンドルセの「人間精神進歩の歴史」——いわゆる「世紀の予言書」——の中で指摘した第三の不平等としての「教育の不平等」の排除に関連する限度では、教育法あるいは文化法もその中に組み込まれることになるわけでありましょう。

次いで先生はこのような社会正義の実現がまさしく国家の任務たるべきことを憲法上明言しているフィリピン、インド、西ドイツ等について、それぞれのどのような背景の中で生れたのか、あるいはどのように定義されているか等についても考察を進められた上で、最後に正義の現代的意義を要約的に述べられています。この部分は私が下手な紹介をするより、そのまま御紹介する方がよいでしょう。

「社会的正義を労働問題の改善のための理念としてみる場合、国際連盟とともに国際労働機関が設置された当時から国際連合の関連機関となった時期までの二十五年間に、その概念が拡大した。それはフィラデルフィア宣言に掲げられたように、経済財政と関連をもつ経済的保障、経済的正義と密接になったことである。さらに最近の二十

年間に、新たな技術革新時代に応ずるようにその意義が加わってきた。労働力の調整、訓練や技術革新による災害安全対策だけでなく、社会保障を含む経済計画の目標として社会的正義をかかげている。

社会的正義を政治的理念としてみる場合、それは国際的・国内的に人種問題調整の目標である。特に最近はいわゆる南北問題に対して、開発途上の諸国に関する国際政治を指導する理念となっている。

また社会的法治国の理念としての社会的正義は、国家公共の福祉と基本権的自由との調整をはかるものである。社会主義的政策も、社会的正義を目標にかかげており、共産主義国の経済計画も社会の富を増大して勤労者の物質的および文化的水準を不断に向上させ、社会保障を実現する点ではこれと異質ではない。イデオロギーの差異にもかかわらず、国際的諸機関を通じて世界の将来の発展のため社会進歩に協力することを期待する理由である。

社会的正義を法的理念としてみる場合、それは社会立法の目標である。個人法から社会法への変遷において社会法を支配するのは配分の正義というよりもむしろ社会的正義というのがふさわしい。

社会的正義にインスパイヤされる労働法と社会保障法、さらに経済法を統合するところに社会法領域が成立する。

法の執行において裁判や行政に社会的正義の理念が生かされることにより、法の社会的機能を有効にし、法と現実の変遷との離隔を調整することができる。

社会的正義を平和の基礎とするのは、国際間の対抗を、社会的正義を目標とする共存に転換して紛争を防止することである。これがためには各国民の力、権威、偉大さを、社会的福祉をはかる社会的正義にあるとして、武力による競争の排除を期待することになる。また人類破滅を予想させる戦争の脅威に対し、知的・精神的交流と理解により平和を維持しようとするユネスコ活動と相俟って、社会的正義達成のためのILO活動が平和の現実的基礎を

築く努力を続けているのである。『平和を欲すれば正義を培え』《*si vis pacem cole iustitiam*》という言葉に對して、『正義（法）を行なわしめよ、よしんば世界が破滅するとも』《*Fiat iustitia, percat mundus*》という言葉では、決して正義と法の支配の威信を高めることにはならない。われわれの結語は『社会的正義（社会法）を行なわしめよ、しからば世界は破滅を免れるであろう』という言葉になる。そこにこそ正義の現代的意義をみる事ができると思うのである。⁽⁴⁾

四

以上のように菊池先生においては、社会的正義とは単に労働法の指導理念に止まるものではなく、より広く現代国家——それも資本主義国家だけでなく、社会主義国家まで含めて——の目標、政策理念でなければならぬとされ、しかもそれこそが人類の破滅を救うものであるとされているのであります。実は私はここまで拡大された「社会的正義」観念には正直なところ、ついてゆけないものがあります。しかしながら先生のこうした信念にも近い社会正義論は、単に主観的に、抽象的に観念されたものではなく、近代初頭からの人権思想の発展、またそれに関する膨大な学説、理論、論争の研究の上に立ち、さらにはそれらを基盤に成立した諸外国の実定法諸制度による実証を常に試みられたものであることは皆さんのよく御承知のところであります。このような正義論が常にふまえられていたからこそ、先生の労働法理論が第二次大戦というあの激動期を経過したにもかかわらず、他に見られたような転向、再転向というような大きな揺れをみせず、今日でもなおわが国の労働法学における正統派源流の一つとしての地位を確保している所以であるといえましょう。⁽⁵⁾ さらにそれは、例えば原子力法の社会法的側面の指摘にみられたような、今日まで常に社会法理論の展開に先達の役割を果たされた原動力でもあったと思うのであります。

先生はかつて、ある研究会の席で、「私は一度言った主張は仲々変えない」といった趣旨のことを述べられたことがあります。それはもちろん、頑固ということではなく、一定の主張には極めて慎重、周到な準備があった、ということと共に、一つの問題を徹底的に追及するという先生の学問的姿勢を示されたものであったと思います。はじめに述べましたように、先生が五〇年余の労働法、社会法研究の旅に出立されたばかりの時に出会われましたジャン・ジョレスの言葉、「あさはかな国際主義は祖国を離れ、ゆたかな国際主義は祖国を思う」はそのまま先生の学問方法を貫いていたといえましようし、アルベール・トマの「平和を欲せば正義を培え」についてもいえば、菊池先生の終生の御仕事は、まさにこの「正義」にどのような中身を与えるかであった、とみることができるのであります。

はじめにもお断りしておきましたように、先生の御仕事を要約・紹介すること、ましてそれを批判的に検討するというのは私の能力を超えておりました。以上のような報告はあるいは泉下の先生の御叱責をこうむるかも知れませんが、これで終らせていただきます。

- (1) 《Un peu d'internationalisme éloigne de la patrie ; beaucoup d'internationalisme y ramène. Un peu patriotisme éloigne de l'internationale ; beaucoup de patriotisme y ramène》菊池勇夫・世界の中の労働法（一九七〇、一粒社）二二六頁参照。

(2) 《Si vis pacem, cole iustitiam》菊池・前掲書同頁。

(3) 高橋武「国際社会保障法の研究」世界の労働一六卷八号五八頁。なお、菊池勇夫・社会法の基本問題 一四頁参照。

(4) 菊池・社会法の基本問題 二六―二七頁。

(5) 大正期末から昭和初期頭にかけてようやく花開きかけたわが国の労働法学は日中戦争―第二次大戦という戦時非常体制の中で押しつぶされてしまう。この間、多くの労働法研究者が或は学問的逃避により、或は総力戦Ⅱ産報体制に迎合することによって保身を図ったとして戦後、厳しい糾弾を避けえなかった。例えば、加山宗二「日本労働法学界―その過去と現

在」法律文化三卷一〇―一二合併号（昭二三年）参照。菊池教授の場合もこうした激動の影響を全く受けなかったわけではない。しかしながらその学問方法の普遍性は少なくとも他の例にみられるような大幅な揺れを許さなかったと思われる。なお、教授は、前掲「社会法の基本問題」の中に、戦時中の論稿二篇を収録されている。それは「著者は戦時中どのような研究をしたか。この質問を回避しないため」であり、「総動員体制下において著者の思考の限界を示した点の指摘をまぬかれない」と述べられているが、われわれはそこに教授の自らの学問に対する厳しさと共に、自信をも読みとることができるとであろう。